

特67  
231

華曲新譜

山田流

子

記





調子合せ法

箏の調子はオルガン及び十二律調子笛又は近時發明の坂本式琴調子笛に依りて合せら  
事を得べし其方法は下図に示す如く箏の絃をオルガン又は調子笛の音名と全し音とふ  
るよりに琴柱を据へる者なり倣令へは平調子をオルガンにて合せるにはオルガンの  
音名の(イ)と琴の絃の第一(第五絃)全音に於る様に琴柱を据へ(ニ)を第二絃に(ホ)を第三絃  
に(ヘ)を第四絃に(ロ)を第六絃に斯くして漸々下図に示す通りに合せる者あり其他の諸調子  
も此と全一方法にて下図に示す如く調律する大とを得べし

琴ノ絃名	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	斗	為	巾
平調子	イ	ニ	ホ	ヘ	イ	ロ	ニ	ホ	ヘ	イ	ロ	ニ	ホ
十二律調子笛音名	黄	一	平	勝	黄	鸞	一	平	勝	黄	鸞	一	平
坂本式琴調子笛音名	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平
半雲井調子	イ	ニ	ホ	ヘ	イ	ロ	ニ	ホ	ト	イ	ロ	ニ	ホ
十二律調子笛音名	黄	一	平	勝	黄	鸞	一	断	双	黄	鸞	一	平
坂本式琴調子笛音名	平	平	平	平	平	平	平	霽	霽	平	平	平	平
雲井調子	イ	ニ	ホ	ト	イ	ロ	ニ	ホ	ト	イ	ロ	ニ	ホ
十二律調子笛音名	黄	一	断	双	黄	鸞	一	断	双	黄	鸞	一	平
坂本式琴調子笛音名	平	平	霽	霽	平	平	平	霽	霽	平	平	平	平
曙(中空)調子	イ	ニ	ホ	ヘ	イ	ロ	ハ	ホ	ヘ	イ	ロ	ハ	ホ
十二律調子笛音名	黄	一	平	勝	黄	盤	神	平	勝	黄	盤	神	平
坂本式琴調子笛音名	平	平	平	平	平	虚	中	平	平	平	虚	中	平
古今調子	イ	ニ	ホ	ト	イ	ロ	ニ	ホ	ト	イ	ロ	ニ	ホ
十二律調子笛音名	黄	一	平	双	黄	鸞	一	平	双	黄	鸞	一	平
坂本式琴調子笛音名	平	平	平	霽	平	平	平	平	霽	平	平	平	平

備考 山田流ノ雲井調子ハ中ノ絃ハ平調子ノ依リテ生田流ノ半音下ケテ(ホ)ノ(断)ノ(霽)ノトナリトナリ

音符休止符左右手法其他之記号

音 符	音の長短を顯す者にて琴の絃名即ち一より十迄の数字と斗爲巾の十三字及び右手法の或記号に此音符を附記して其絃音の長短を示す	再附点音符	附点音符に更に一点を附加したる者にて附点音の外更に其二分の一だけ延長すべきものとす故に全音符に附記すれば全音符と二分音符と四分音符とを合計したる音長となるが如し
全 音 符	大凡四秒時間に渉る音長にして通常四拍手の間を保つべき音長とす左圖は五の絃の場合を示す者にて以下凡て第五絃の例を用ふ		
五 〇 〇 〇		休 止 符	彈奏中暫時奏樂を休止すべき者にて其休止時間の長短を示す記号なり其種類は音符と同じく八種にして其長短も又音符と全し
貳分音符	全音符の二分の一の音長にして通常二拍手即ち二秒時間に渉る音長とす	全 休 止 符	四拍手の間即ち四秒時の間休止すべき者なり
五 〇		二 分 休 止 符	二拍手の間即ち二秒時の間休止すべき者なり
四分音符	二分音符の二分の一の音長にして通常一拍手即ち一秒時間に渉る音長とす此音符には只琴の絃名のみを記し別に記号を附せず	四分休止符	一拍手の間即ち一秒時の間休止すべき者にて俗に(ソレ)又は(イヤ)と稱する間合は此休止符に相當する事多し
五		八分休止符	四分休止符の二分の一の休止にして俗に(ヨイ)と稱する間合は此休止符に多し
八分音符	四分音符の二分の一の音長にして通常一拍手の間に或る絃を二回弾じ得べき音長なりとす	十六分休止符	八分休止符の二分の一の休止にして俗に(ハツ)と唱ふる短かさ休止なり
五		卅二分休止符	十六分休止符の二分の一の休止にして最も短き休止也
十 六 分 符	八分音符の二分の一の音長にして通常一拍手の間に或る絃を四回弾じ得べき音長なりとす	附点休止符	以上六種の休止符に附記して其功用を顯はす者にて附点音符と全く之を附したる休止符は其固有の休止より更に二分の一だけ余分に休止すべき者とす
五		再 附 点 符	附点休止符に更に又一点を附記したる者にて附点休止符の外更に其二分の一だけ余分に休止すべき者とす凡て休止符は音符の間に記す
三 十 二 分 符	十六分音符の二分の一の音長にして一拍手の間に或る絃を八回弾じ得べき音長なりとす		
五			
附点音符	以上六種の音符の何れかに附加すべき者にて此附点音符を附記したる音符は其固有の音長の二分の一だけ更に延長すべき者也故に四分音符に記する時は四分音符と八分音符とを合計したる音長となるが如し記入法は各音符の右側に附点を附す		

45. 3. 30



(二)

右手法	合せ爪以下半拘爪に至る迄を古來右手十七法と稱せり此十七法の記号にも音符の記号を附記して長短を示す	輪 連	中指の爪の右側にて第一絃を左方に向て其手の形状恰も輪を畫くが如く(シユウ)と拂ひ撫する者なり若し他の絃を撫すべき時は7の上部に其絃名を附記す
拇 指	拇指を用ひ可き場合は只琴の絃名のみを記し別に記号を附せず運指法は排爪の外は巾の方より第一絃の方に向て彈ず可き者にて彈奏上此指を使用する事最も多し	引 連	中指に示指を添へ第一絃より巾の絃まで引き終る者にて最初の二絃と最終の二絃は強聲に中途は弱音に撫するを通則とす左圖一例は一より巾迄引き終る者にて二例は十の絃にて止まる可き場合を示す
示 指	絃名の上部に を附して記号とす運指法は第一絃の方より巾の方に向て彈すべき場合多し左圖は第五絃なり	半引 連	引連と全一の彈法なれども中途の絃即ち五六の絃より初め巾の絃にて終る者とす其中途にて止まる時等は引連の記号法に全ト
中 指	絃名の上部に  を附して記号とす運指法は示指に同じ左圖は第五絃の場合を示す	引 捨	引連と全一の彈法なれども第一絃より中指示指にて彈じ中途に及び中指を除き只示指のみにて巾の絃まで引き終る者とす其中途の絃にて止まる時等引連の記号法に全ト
合 せ 爪	拇指と中指又は示指にて甲乙二絃を同時に彈する者なり左圖は十五の両絃を中指と拇指にて彈ず可き合せ爪也	割 爪	最初示指にて或る二絃を掻き次に中指にて次の二絃を(第一絃の方に當る絃)掻き最後に拇指にて或る一絃を彈する者とす而て示指及び中指にて掻くべき絃は拇指にて彈すべき絃より中間に三四絃を隔てたる第一絃の方の絃とす(俗にシヤシヤテント云ふ)
掻 き 手	中指に示指を添へ第一二絃を巾の方に向て(シヤン)と掻く者とす若し他の絃を掻く可き時は9の上部に其絃名を附す即ち9 <sup>五六</sup> 等の如し	波 反	最初中指示指にて第一二絃を掻き次に巾爲の絃を中指示指の爪裏にて左方に向て撫し終りに最初の如く一二絃を掻く者とす而て第一回目を表二回目を裏三回目を表と稱す時として二回目の裏より始め三回目の表にて終ることあり即ち左圖一例及二例の如し
連 (一名裏連)	中指示指は爪の裏にて拇指は爪の表にて三指同時に巾の方より第一絃の方に向つて撫する者にて俗に(サアヲリン)と云ふ而して其最終の絃は拇指のみにて彈する者とす左圖一例は巾より一まで撫し終る者二例は五の絃にて止まる者なり	波 反	6% 69
レ 五			
流 し 爪	拇指の爪角にて巾より第一絃の方に向て走らす者にて俗に(カアヲリン)と云ふ而して最初の二絃と最終の二絃は強音に中途は弱音に彈するを普通の法則とす左圖一例は巾より第一絃まで撫し終る者二例は第五絃にて止まるべき者なり		
レ 五			

(三)

排 爪	中指の爪と其指頭との間に或る一絃をはさみ最初左方に次に右方に向て(ゾー)とする可き者とす左圖一例は四の絃を左方に二例は四絃を右方に向て擦る者なり	半 拘 爪	拘爪と同一の手法なれど只示指にて彈する絃のみは二分音符にて彈する者とす左圖は十の拘の半拘爪にして示指は六の絃のみを彈して七絃を彈せず此外向半、短半、等の種類あれども詳説の要無し
排 爪	拇指の爪の裏角にて或る絃を一絃の方より巾の方に向て下より上(リン)とすくふ者とす左圖は第五絃の場合を示したる者とす	左 手 法	右手にて彈する絃音に時々高低其他の變更を生せしむる者にて古來八法の稱あり
押 合 せ 爪	乙甲二絃の第一絃の方に當る絃を手前の絃音と同音となる迄押しつゝ二絃同時に(ツレン)と彈する者なり左圖は五の絃を押しつゝ六の絃と同時に彈する場合を示す	掩	或る絃を彈したる后ち其余音を高上せしむる者にて其一音高くなる様に押と半音高上せしむる様に押との二種あり共に右手にて彈したる后ち其余音を左手にて押し高むる者にて左圖一例は五絃の一音二例は半音掩なり
散 爪	中指の爪の右側にて第一絃を(シユウ)と擦る者にて輪連に似たり然とも輪連は輪の廻るが如き手法を爲し散爪は絃の位置を距る上方二三寸の處より下手する者とす左圖は第一絃の散爪を示す	押	或絃を初めより押して彈する者にて左手の示指中指を併用す又甲乙二絃に跨りて二絃共に押べき時は手前の絃を拇指にて向ふの絃を中指示指にて押す之を(カケ押)と稱す左圖一例は五絃の半音二例は一音の押とす
拘 爪	俗に(カヲカラテン)と稱する者にて最初或る一絃の上に拇指を置き其絃より算へて五本向ふの絃に示指を掛け手前の方に向つて二つの絃を彈じ次に拇指の絃より算へて六本向ふの絃に中指を掛けて同じく二つの絃を彈し終りに拇指を置きたる絃を彈する者とす而て其拇指にて彈ぶる絃の名に従ひ十拘八拘等の名あり左圖は十拘の場合を示す其音長は通常四分音五個にて彈す	擡	或絃を彈したる后左手手中指の頭にて其絃と突き其余音を高上せしむる者とす而て掩は其余音を押し止め擡は急に放つの別あり左圖は第五絃の擡なり
早 拘 爪	拘爪の音符の早き者にて通常四分音符一個と八分音符四個即ち三拍手の間に彈し終る者多し而て拘爪及早拘爪は拇指示指中指の記号を知れば別に何の記号も要せず	重 押	或る絃を彈したる后左手示指中指にて其絃とつまみ右方に向つて引きゆるめ其余音を半音程低下せしむる者とす左圖は第五絃の屬なり
		搖 吟	或る絃を彈し押して放ち又急に押し止むる者とす左圖は五絃の場合を示す
			或る絃を彈し其音を動搖せしむる者にて擡を數回重ね最後に押し止むる者なり左圖は第五絃の場合を示す



(四)

押を放	或絃を押して弾き急に其手を放つ者にて左圖は第五絃の場合を示す	濁音法	左手示指の頭を弾すべき絃の琴柱より右方の絃下に入れ其爪の上面を少しく絃に觸れる様になし其絃を右手にて弾する者として左圖は十絃のときを示す
五ホ		十タ	
左手弾法	左手示指の頭にて一絃の方より巾の方に向て(ツン)と弾すべき者にて右手と交互に弾すること多し左圖は第五絃の時を示す	段落及ビ号	楽曲中の一段落を示すものを段落記号と稱し縦線二個    を用ひ楽曲の終止を示すを終止記号と云ひ縦線三個即ち     を用ひて之を示す
左五			
強弱記号	音の強弱を示すには曲譜を小節と名くる單縦線   を以て區劃し其區分中の何位目の音は強又は弱に弾すべきを示す此小節内の音符は何れの小節も合計上全一の拍數たる者とする斯の如く其強又は弱に當る音符を明示するを拍子と云ふ拍子には其種類數多有れども斯には箏曲に必用の分のみを掲ぐ	速度記号	楽曲進行の速度を示し或一部分を特に長く或は短かく弾すべきを示す者にて左記の如く樂譜の上部に記す
四分ノ四拍子	一小節中に四分音符四個又は合計上四分音符四個に相當する音符及休止符を有する者なり此小節中の第一位の絃は強音に第三位の絃は中強に第二位と第四位の絃は弱音に弾すべき者とする	備考	或る小節中に在る音符の長さが次の小節に跨ることあり斯の如き場合は次の小節に跨るべき音長は休止符を記して之を補ひ兩節にかけて上部に $\frown$ を施す即ち下の如し
八分ノ四拍子	一小節中に八分音符四個又は合計上之と全等なる音符又は休止符を有する者なり其強弱は四分の四拍子と全位置の音符とす	五ノは五と全音長にて五ノは五と同一音符なり	其他此例に全しとす
雜記号	以上の諸法に漏れたる記号にして最必用の者のみを掲ぐ	~~~~~	
延長記号	或る音符又は休止符を規定の長さの貳分の一以上貳倍迄隨意に延長する事を得る記号にて左圖は五絃の場合也	不詳ハ發行所宛返信料ヲ添ヘ照會ア	ヲハ之ガ解答ヲナスベシ
特強記号	楽曲中或る音符のみを特に強又は弱音に弾すべき記号にて強音の時は音符の上部にハを附し弱の場合はVを附記す此弱音は箏曲に於ては横爪と稱せり		
十ノ九ノ十			

時鳥

前(半雲井調子ノ第四絃ヲ一音上ゲタルモ) 后(平調子ノ第四ヲ一音上ゲタルモ)  
 半雲井調子ハ平調子ノ第八絃ヲ半音下ゲテ(b♭) (斷)トナシ第九絃ヲ一音上ゲテ  
 (双調)(ト)トナシタルモノニテ此ノ半雲井調子ノ第四絃ヲ一音上ゲ(双調)(ト)トナシタル  
 モノヲ最初ノ調子トシ中途ヨリ調子ヲ變更シテ通常ノ平調子トナスモノセ第四絃  
 ハ最終マテ初ノ低トス(調子變更ノハ曲中ニ示ス)

緩徐 =

ツン コーロ リ テ ナン ナ ツ コーロ リン テーシヤン 十

う 為 為 斗 十 九 十 為 斗 十 九 八 七 奉 十

つ の よ の あくる ま

ツン コーロ リン テ ツ テ ラ ト ト テン シ ッ テン チ ツ ナ ツ

九 十 九 八 七 交 七 九 五 五 十 十 為 為 斗 為 九

はやみ かき そ め に

ツン サア ラ リン ツ テ ツ テ ツン コーロ リ ツ テ テ レ ナ テン テ

九 十 九 九 八 九 九 九 八 七 交 七 九 九 十 九 九

みる は じ も ふき

ツン チ ツ テン リン テン ヤン リン トン カ ラ リン ヤン テン ツン テ ツ

う 為 為 斗 十 為 十 為 為 七 九 十 為 為 十 十 為 斗

つき かけ と ふあむど

ト チ サラ リン テン コーロ リン テン テ ナ チン チン テン チン

七 為 為 為 為 斗 十 九 九 十 斗 斗 十 為 斗

すれど ね が て の まくら

十 テ ツン テ ツ テン トン テン ツ ツン シー カ ラ リン コー

十 九 八 七 八 零 西 西 九 八 八 七 八 七



(二)

時鳥

—に かこ— つ ほど— を さ—へ  
ロ ヲ ツン ツン ツン ツン ツン ツン ツン ツン ツン ツン  
六 五 六 / 交 七 / 八 八 / 九 / 八 / 九 七 七 八

た—え— て 志のべ— ど—  
テ ナ ト コーロ リン ナン ナン ナン ト ト ナン シヤ ナ コーロ リン ナン  
九 十 三 七 六 五 為 為 七 七 為 為 為 斗 十 九

か と — づ — れ — — ぬ —  
テ ツ ナ ツン ナ ツン コーロ リン ナン レ シヤ コーロ リン ナン  
十 斗 為 斗 / 為 斗 十 九 八 九 十 九 八 斗 十 九 八

うあ— やつらさ— を — くならば—  
ナン ツン ナン ツン ナン ナン ナン ナン ツン ナン ナン ナン  
七 八 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九

うらみも えてん かに か — く —  
ナ ト ナ ナ ナ ツン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン  
十 六 斗 十 九 八 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九

—に くもるに— 遠 死—  
リン ナン ツン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン  
斗 十 斗 為 為 / 為 為 為 為 七 斗 為 為 斗 七 七

テン テン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン  
為 為 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九

まつ — ち — や — — ま —  
ナ ツン ナン ツン ナン コーロ リン ナン ナン ナン ナン ナン  
九 八 七 六 七 為 斗 十 九 八 九 〇 十 十 十 十 九

(三)

時鳥

ふ、ろ— せきや の— 里— ふ—く—  
ン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン  
五 十 斗 斗 十 九 十 斗 九 八 八 七 九 / 斗 十 九 八

—かぜに— 雨も— つ— そら— の—  
シヤ ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン  
九 九 十 九 七 八 九 〇 十 九 十 八 九 〇 十

きつ— き—  
九 八 九 十 斗 七 三 〇 八 七 六 五 斗 九 五

や— み— やみ— は— おや— せ—  
コーロ リン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン  
十 九 八 九 五 十 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗

—の— か— わ— ふ— ね— に— う—  
コーロ リン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン ナン  
斗 十 九 八 九 十 斗 九 九 八 七 七 八 九 十 九

死— ね— 志つ— つ— も— 死— か— ま—  
ツ テ ナ ナン ナン ナン コーロ リン ナン ナン ナン ナン  
九 八 七 八 九 十 八 七 六 七 〇 斗 斗 斗 斗 斗

—は— — 志— 合—  
ツン ト ト ツ シヤ コーロ リン ナン ナン ナン ナン  
斗 六 六 斗 七 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗

ツン ツン ナン ト ナン ツン ツン ト ナン ツン ナン ナン  
斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗







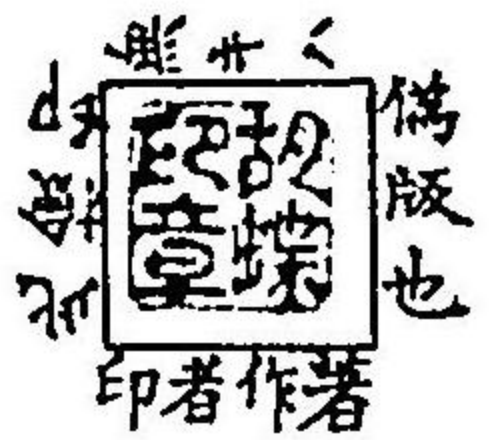
新譜曲

何れも説明付きの  
譜本にて印刷  
鮮明体裁  
美濃多量

譜目

山田流	那須野	定備金四拾銭 送料貳銭
山田流	水	定備金五拾銭 送料貳銭
山田流	将	定備金四拾銭 送料貳銭
江の島	吉	定備金五拾銭 送料貳銭
山田流	鶴	定備金五拾銭 送料貳銭
山田流	上	定備金五拾銭 送料貳銭
山田流	松	定備金五拾銭 送料貳銭
山田流	花	定備金五拾銭 送料貳銭
山田流	今様	定備金五拾銭 送料貳銭

山田流 今様の巻  
定備金五拾銭 送料貳銭  
山田流 今様の巻  
定備金五拾銭 送料貳銭  
山田流 今様の巻  
定備金五拾銭 送料貳銭



不許複製

明治四十五年三月廿五日印刷  
明治四十五年四月三日發行  
定價金參拾銭

著作者 福岡縣北區荒尾市堅粕村  
大字馬出字番地  
井上才藏

發行所 合縣公園會社  
大字全番地  
福岡市小島町二番地  
福岡市通信教授所

印刷者 高見章

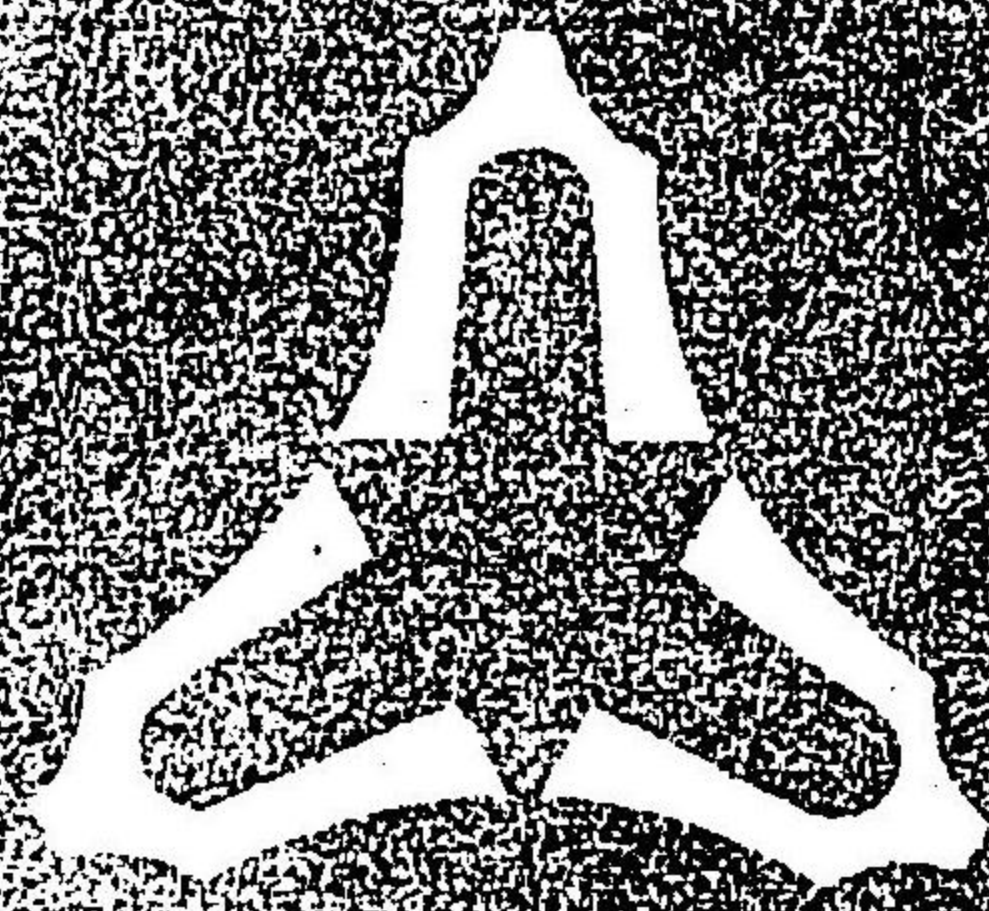
發賣所 福岡市中島町  
積善館樂器部  
電話 福岡 八一番  
四三番

發賣所 京都市三條通寺町東入  
十屋

發賣所 東京市京橋區川町十四番地  
日本樂器製造株式會社  
電話 東京 五七五番  
益社

發賣所 大坂市二齋橋通平野町角  
松本樂器會社出張所  
電話 大阪 三二九番





308  
585